

改 正 後

別表3-1

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>64,800,000</u>
			標準 <u>61,700,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>130,500,000</u>
			標準 <u>124,400,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>218,100,000</u>
			標準 <u>207,800,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>306,400,000</u>
			標準 <u>291,900,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>394,800,000</u>
			標準 <u>376,100,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>482,200,000</u>
			標準 <u>459,300,000</u>
		121人以上	都市部 <u>570,800,000</u>
			標準 <u>543,600,000</u>
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 <u>52,200,000</u>	
		標準 <u>49,700,000</u>	
		都市部 <u>105,300,000</u>	
		標準 <u>100,400,000</u>	
		都市部 <u>176,200,000</u>	
		標準 <u>167,900,000</u>	
		都市部 <u>248,400,000</u>	
		標準 <u>236,600,000</u>	
都市部 <u>319,100,000</u>			
標準 <u>303,900,000</u>			
都市部 <u>391,200,000</u>			
標準 <u>372,600,000</u>			
都市部 <u>462,100,000</u>			
標準 <u>440,100,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>49,900,000</u>	
		標準 <u>47,600,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>164,600,000</u>	
		標準 <u>156,800,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>13,500,000</u>	
		標準 <u>12,900,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>15,800,000</u>	
		標準 <u>15,000,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部 <u>11,100,000</u>	
		標準 <u>10,600,000</u>	
居宅介護整備加算		都市部 <u>7,500,000</u>	
		標準 <u>7,140,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>43,400,000</u>	
		標準 <u>41,400,000</u>	

現 行

別表3-1

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>60,000,000</u>
			標準 <u>57,100,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>120,800,000</u>
			標準 <u>115,100,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>201,900,000</u>
			標準 <u>192,300,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>283,500,000</u>
			標準 <u>270,000,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>365,400,000</u>
			標準 <u>348,000,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>446,100,000</u>
			標準 <u>424,900,000</u>
		121人以上	都市部 <u>528,000,000</u>
			標準 <u>502,900,000</u>
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 <u>48,300,000</u>	
		標準 <u>46,000,000</u>	
		都市部 <u>97,500,000</u>	
		標準 <u>92,900,000</u>	
		都市部 <u>163,100,000</u>	
		標準 <u>155,400,000</u>	
		都市部 <u>229,800,000</u>	
		標準 <u>218,900,000</u>	
都市部 <u>295,200,000</u>			
標準 <u>281,200,000</u>			
都市部 <u>361,800,000</u>			
標準 <u>344,700,000</u>			
都市部 <u>427,500,000</u>			
標準 <u>407,200,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>46,200,000</u>	
		標準 <u>44,100,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>152,300,000</u>	
		標準 <u>145,100,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>12,600,000</u>	
		標準 <u>12,000,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>14,600,000</u>	
		標準 <u>13,900,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部 <u>10,300,000</u>	
		標準 <u>9,900,000</u>	
居宅介護整備加算		都市部 <u>6,940,000</u>	
		標準 <u>6,610,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>40,200,000</u>	
		標準 <u>38,300,000</u>	

改 正 後				現 行						
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	117,900,000	利用定員 20人	都市部	109,100,000			
			標準	112,300,000		標準	103,900,000			
		21人 ~ 40人	都市部	236,900,000	21人 ~ 40人	都市部	219,200,000			
			標準	225,600,000		標準	208,800,000			
		41人 ~ 60人	都市部	394,800,000	41人 ~ 60人	都市部	365,200,000			
			標準	376,000,000		標準	347,900,000			
		61人 ~ 80人	都市部	555,600,000	61人 ~ 80人	都市部	514,100,000			
			標準	529,200,000		標準	489,600,000			
	81人 ~ 100人	都市部	715,100,000	81人 ~ 100人	都市部	661,500,000				
		標準	681,000,000		標準	630,000,000				
	101人 ~ 120人	都市部	874,200,000	101人 ~ 120人	都市部	808,800,000				
		標準	832,600,000		標準	770,300,000				
	121人以上	都市部	1,033,600,000	121人以上	都市部	956,200,000				
		標準	984,400,000		標準	910,700,000				
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	49,900,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	46,200,000
				標準	47,600,000				標準	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	164,600,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	152,300,000
				標準	156,800,000				標準	145,100,000
	短期入所整備加算			都市部	13,500,000	短期入所整備加算			都市部	12,600,000
			標準	12,900,000				標準	12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,800,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,600,000	
			標準	15,000,000				標準	13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	10,300,000	
			標準	10,600,000				標準	9,900,000	
居宅介護整備加算			都市部	7,500,000	居宅介護整備加算			都市部	6,940,000	
			標準	7,140,000				標準	6,610,000	
避難スペース整備加算			都市部	43,400,000	避難スペース整備加算			都市部	40,200,000	
			標準	41,400,000				標準	38,300,000	
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	30,700,000	定員4人~10人	都市部	28,500,000			
			標準	29,300,000		標準	27,100,000			
		短期入所整備加算	都市部	13,500,000	短期入所整備加算	都市部	12,600,000			
			標準	12,900,000		標準	12,000,000			
	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,430,000	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,250,000				
		標準	2,320,000		標準	2,150,000				
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	10,300,000
				標準	10,600,000				標準	9,900,000
	居宅介護整備加算			都市部	7,500,000	居宅介護整備加算			都市部	6,940,000
				標準	7,140,000				標準	6,610,000
避難スペース整備加算			都市部	43,400,000	避難スペース整備加算			都市部	40,200,000	
			標準	41,400,000				標準	38,300,000	

改 正 後			現 行		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	32,400,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	30,000,000
	標準	30,900,000		標準	28,600,000
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	16,400,000	短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	15,200,000
	標準	15,600,000		標準	14,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	10,300,000
	標準	10,600,000		標準	9,900,000
居宅介護(居宅介護のための整備の場合)	都市部	7,500,000	居宅介護(居宅介護のための整備の場合)	都市部	6,940,000
	標準	7,140,000		標準	6,610,000
避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)	都市部	43,400,000	避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)	都市部	40,200,000
	標準	41,400,000		標準	38,300,000
補装具製作施設	都市部	16,400,000	補装具製作施設	都市部	15,200,000
	標準	15,600,000		標準	14,500,000
盲導犬訓練施設	都市部	204,100,000	盲導犬訓練施設	都市部	188,800,000
	標準	194,400,000		標準	179,900,000
点字図書館	都市部	56,000,000	点字図書館	都市部	51,800,000
	標準	53,400,000		標準	49,400,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	75,600,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	69,900,000
	標準	72,000,000		標準	66,600,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地<del>画</del>に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のための整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地<del>域</del>に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のための整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>		